



コロナ禍を口実とした社員への犠牲を許さないぞ！シリーズ①

## 発熱・感染で私傷病扱いは許さないぞ！ 新型コロナウイルス等感染症に関する申し入れ

会社は8月21日に行われた団体交渉の中で、社員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、私傷病として取り扱うことを回答しました。本部は9月2日、この回答は問題として「新型コロナウイルス等感染症に関する申し入れ」（『申第13号』）を提出しました。

申し入れの主な項目は以下の通りです。

- ◆検温について、労働組合に説明しなかった理由を明らかにすること。また、検温実施にあたり就業規則のどの部分に該当するのかを明らかにすること。
- ◆体温が「37.5度」以上あった場合、「私傷病休暇」と判断できるのかを明らかにすること。就業規則の何条に基づくものなのかを明らかにすること。
- ◆検温は、全社員に実施すること。また、希望者全員にPCR検査を実施すること。
- ◆会社は「新型コロナウイルス感染症に罹患したのは組合員・社員の個人の責任である」と考えているのか否かを明らかにすること。
- ◆厚生労働省の要請では「労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならない」としている。会社の見解を明らかにすること。
- ◆厚生労働省は「就業規則等により各企業において、100分の60を超えて（例えば100分の100）を支払うことを定めていただくことが望ましいものです」としているが、JR東海においても100分の100を支払うこと。
- ◆厚生労働省は「発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、使用者の自主的な判断で休業させる場合は、一般的には『使用者の責に帰すべき事由による休業』に当てはまり、休業手当を支払う必要があります」としているが、検温で37.5度以上が確認された場合、会社の見解を明らかにすること。
- ◆就業規則第78条（13）「感染症に罹患した場合、及び、罹患したおそれのある場合、感染症休暇」を追加すること。

**JR東海労はコロナ禍を理由に労働者へ  
我慢と犠牲を強いる会社を許しません！**